

都市像 5

環境と調和し
安心して住み続けられるまち

施策01

地球環境にやさしくきれいなまちを築く



施策の方向

1 自然環境と生活環境の保全

市民や自治会、企業等との連携による環境保全活動に取り組むとともに、水質汚濁、騒音・振動、臭気等の環境問題の未然防止に向け、環境調査・指導をおこなう。

また、環境学習や狂犬病予防等対策に取り組むとともに、北部地区については、良好な自然環境の保全や県との連携による適切な環境づくりをすすめる。

2 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出抑制に対する市民一人ひとりの行動意識を高めるとともに、省エネルギーや新エネルギーの普及を促進する。

また、公用車両へのエコカー導入や公共施設の節電機器更新など、温室効果ガス排出の抑制に取り組む。

3 循環型社会づくりの推進

市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築に向け、ごみ分別の周知・啓発活動や指導等をおこない、ごみの減量化や再資源化等を図るとともに、不法投棄の防止に向けた啓発活動やパトロール等をおしてごみの適正な処理に取り組む。

また、倉浜衛生施設組合の熱回収施設およびリサイクルセンターの運営を支援する。

4 まちの美化活動の推進

地域における環境美化活動を推進するとともに、企業等によるボランティア清掃等を支援する。

施策の目標値

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|---------------|--------|------|----------------------|
| 一人1日当たりのごみ排出量 | 841.9g | 800g | 推計値として一般廃棄物処理基本計画に記載 |

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市環境基本計画（令和3～令和12年度）
- ・沖縄市一般廃棄物処理基本計画（平成28～令和7年度）
- ・沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和3～令和12年度）
- ・沖縄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和元～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・環境保全事業 ・北部地区環境調査事業
- ・狂犬病予防等対策費 ・温暖化対策推進事業
- ・生ごみ処理容器設置補助金 ・ごみ袋指定事業
- ・清掃指導費 ・家庭ごみ収集事業
- ・倉浜衛生施設組合負担金（ごみ） ・塵芥収集事業（公共施設）
- ・倉浜衛生施設組合負担金（し尿） ・街の美化推進事業



現状と課題

1 自然環境と生活環境の保全

国においては、持続可能な社会の形成に向けた温室効果ガス排出の抑制やリサイクル率の向上による資源の有効利用などが一定の成果をもたらしているものの、地球規模における温暖化の進行や天然資源の減少などがますます深刻化していることから、低炭素社会や循環型社会の構築に向けた取り組みの強化が必要とされている。

本市においては、だれもが訪れたいくなるきれいなまちをめざし、市民・事業者等との協働により「沖縄市環境基本計画」における施策を推進している。また、本市の北部地区においては、緑地や河川など豊かな自然環境を有する一方、産業廃棄物処理施設の集積や不法投棄、悪臭など、環境悪化が懸念されており、地域住民から環境調査や不法投棄監視等が強く求められている。引き続き、県主導のもと、ごみ山の改善に向けて取り組んでいく必要がある。さらに、関係法令にもとづき、臭気、水質汚濁、騒音・振動等の調査や指導を引き続きおこなうとともに、狂犬病予防接種の啓発、野犬捕獲、犬・猫などのペットの飼い主等に対する適正飼育に関する取り組みなどを実施し、安全で衛生的な生活環境の確保に努める必要がある。また、環境に対する理解を促進するため、継続的に出前講座を自治会や学校等にて開催していく必要がある。

2 地球温暖化対策の推進

2015年に合意された「パリ協定」をふまえ、国においては、温室効果ガスを令和12年度までに平成25年度比で26%削減することを目標としており、持続可能な社会形成をめざし、温室効果ガスの抑制など低炭素社会の構築に向けた取り組みの強化が求められている。また、2015年9月に開催された国連サミットにおいては、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標としてSDGsを掲げている。

本市は、住宅への太陽光発電システムやCO₂冷媒ヒート

ポンプ給湯器（エコキュート）の設置を支援している。今後、国の動向を注視しつつ、節電やエコドライブ等を普及するとともに、エネルギー利用の見直しや再生可能エネルギーの活用促進などの新たな取り組みを検討する必要がある。

3 循環型社会づくりの推進

国は、循環型社会の構築に向け、3R推進に取り組むとともに、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、消費者や事業者等に対する食品ロスに関する理解を深めるための啓発（ドギーバッグの普及）等をおこなっている。

本市は、「沖縄市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の処理について、市民や団体・組織、事業者、行政が一体となり、循環型社会の形成を推進してきた。ごみの排出抑制や減量化を図るため、沖縄市クリーン指導員を配置し、地域におけるごみの適正な排出やごみの減量・資源化の促進および指導をおこなうとともに、指定ごみ袋の料金改定や生ごみ処理器機等の普及等に取り組んでいる。家庭ごみの発生抑制や生ごみ処理器機等の補助実績向上に向けた周知・啓発等の見直しをおこなうとともに、不法投棄の抑止および防止のため、看板の提供やパトロールの強化を図る必要がある。クリーン指導員については、高齢化やなり手が少ないため、人材確保が課題となっている。

4 まちの美化活動の推進

市民のごみに対する意識高揚等を図るため、平成8年より、毎年11月の第2日曜日に、学校や自治会と連携して「クリーンデー in 沖縄市」を開催するとともに、自治会が自主的に開催する美化活動を促進している。近年、参加者数は増加傾向にあるものの、さらなる環境美化意識の向上に向け、今後も継続的に実施する必要がある。

参 考

一人1日当たりのごみ排出量

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|
| 831.4g | 849.4g | 841.9g |

用語の解説

◆3R（さんあーる又はスリーアール）：廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表わす言葉の頭文字を取った造語でReduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）を指す。

施策01

強さとしなやかさを備えたまちを築く



施策の方向

1 防災・減災対策の推進

「沖縄市地域防災計画」および「沖縄市国土強靱化地域計画」にもとづき、防災訓練の充実や物資・資機材等の備蓄整備、民間団体等との応援協定の締結をすすめるとともに、津波等災害時における避難体制の構築を図り、事前防災・減災の対策を推進する。

2 地域防災力の向上

自治会等による自主防災組織の結成を促進するとともに、地域による防災訓練の継続的な実施を支援する。

また、防災知識等の普及啓発をおこなうなど、地域の防災力向上に取り組む。

3 避難行動要支援者や災害を受けた市民への支援

地域や自治会、関係団体等との連携のもと、避難行動要支援者の把握や個別計画書の作成等をおこなうとともに、実効性のある避難支援体制づくりに取り組む。

また、災害を受けた市民に対する見舞金等の支給や一時避難の受入れ等により、災害等による生活不安や負担の軽減を図る。

施策の目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 説明 |
|-----------------|------|------|------------------|
| 自主防災組織結成数 | 28団体 | 46団体 | |
| 自主防災組織の防災訓練等実施率 | 61% | 100% | 年1回以上の訓練・啓発活動の実施 |

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市地域防災計画（令和元年度）
- ・ 沖縄市国土強靱化地域計画（令和2年度）
- ・ 沖縄市災害要援護者避難支援計画（平成22年度）
- ・ 沖縄市避難行動要支援者避難支援計画（改訂版）（平成31年～）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 地域防災対策事業
- ・ 災害対策費
- ・ 避難行動要支援者避難支援事業
- ・ 災害弔慰金等負担金
- ・ 災害見舞事業



現状と課題

1 防災・減災対策の推進

国は、これまで日本の地理的、地質的特徴から度重なる大規模自然災害により様々な被害がもたらされてきたことを受け、とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えるため、国土強靱化に関する指針となる「国土強靱化基本計画」を平成26年度に策定している。

県は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」にもとづき、「沖縄県国土強靱化地域計画」を策定し、「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」と整合性を図りながら防災施策を推進している。また、地域の災害対策に関する事項を定め、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るとともに、防災に万全を期することを目的とした「沖縄県地域防災計画」を平成29年度に修正している。

本市は、令和元年度に「沖縄市地域防災計画」を修正し、令和2年度に「沖縄市国土強靱化地域計画」を策定しており、両計画にもとづき、迅速な復旧体制の強化に向け、民間団体等との応援協定による体制確保など、防災・減災対策の推進を図る必要がある。

災害時における食糧等の備蓄に努めるとともに、東部地区での津波発災時に市民や観光客、外国人等が安全に避難できるよう、津波避難体制の構築を図る必要がある。

また、災害時緊急避難通路を活用した防災訓練の実施など、より地域の特性をふまえた防災訓練に取り組む必要がある。

2 地域防災力の向上

本市は、「沖縄市地域防災計画」にもとづき、地域が主体となって防災体制等を確立・活動するために重要な役割を担う「自主防災組織」の結成を促進している。全自治会において結成できるよう引き続き結成を促すとともに、結成された組織が継続的な活動を実施するための支援をおこなう必要がある。

また、「自分の身は自分で守る」という自助の考えをふまえ、一人ひとりが災害を意識し、自ら取り組みをおこなっていただけるよう、防災知識の普及啓発に取り組む必要がある。

3 避難行動要支援者や災害を受けた市民への支援

本市は、「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画 改訂版（平成31年3月）」を策定している。令和2年度より沖縄市社会福祉協議会へ避難行動要支援者避難支援事業を委託し、地域ぐるみの支援ネットワーク構築や平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、個別計画書の作成、避難誘導等の避難支援体制の整備に取り組んでいる。また、要支援者に対し、十分な事業の趣旨普及を図る必要がある。

災害時の一時避難の受入れや、災害等を受けた市民に対する見舞金等を支給することにより、社会福祉の増進を図っている。大規模災害時には支給対象者が増加し、事務手続きや支給遅延の可能性もあることから、平時より事務の効率化を図っておく必要がある。

参 考

自主防災組織結成数（累計）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|-------|
| 全組織数 | 24 | 26 | 28 |
| 内自治会組織数 | 17 | 18 | 19 |

自主防災組織の防災訓練等実施率（年1回以上の実施率）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|-------|
| 訓練等実施組織数 | 21 | 19 | 17 |
| 訓練等実施率 | 88% | 73% | 61% |

用語の解説

- ◆自主防災組織：自ら災害に備えるため、地域住民による任意の防災組織のこと。
- ◆避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するもの（要配慮者）のうち、災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。



施策02

消防・救急・救助体制を強化する

施策の方向

1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

消防・救急・救助車両および資機材、高機能消防指令システムの計画的な更新や消火栓など消防水利の確保に努めるとともに、広域連携体制の充実に向けて取り組む。

また、地域防災の担い手である消防団員の確保に努めるとともに、機能別消防団員制度にもとづき、避難行動要支援者への支援体制の充実に努め、地域の防災力向上に取り組む。

2 火災予防対策の推進

自治会と連携した住宅用火災警報器の設置促進および消防団・女性防火クラブと連携した火災予防の普及啓発活動に取り組む。

また、消防用設備等点検報告制度にもとづく防火対象物等の立入検査を実施し、違反防火対象物の対策をすすめる。

3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

コンビニエンスストアへの AED 設置や計画的な更新に取り組むとともに、救命講習会を開催し、応急手当のできる人材の育成を図るなど、市民の自主救護能力の向上に向けて取り組む。

また、救急ステーション認定事業所の増加に向けた取り組みをすすめる。

施策の目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 説明 |
|----------------|---------|---------|------------------|
| 現場到着時間 | -20% | -20% | 全国平均との差 |
| 救急ステーション認定事業所数 | 3か所 | 20か所 | 認定事業所の制定目標を20か所へ |
| 救命講習会受講者数 | 38,051人 | 58,100人 | 平成23年度からの累計 |

主な事業や取り組み（策定時点）

・消防活動費 ・消防団活動費 ・消防車両購入事業 ・救命処置普及強化事業、沖縄市女性防火クラブ補助金



現状と課題

1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

本市は、消防・救急・救助体制の構築を図るため、消防本部を拠点に西部地区と東部地区の2か所に出張所を設けるとともに、平成28年に高機能指令センターを整備し、事故・自然災害等から市民の生命および身体、財産を保護する活動に取り組んでいる。

今後は大規模災害等に備え、計画的に消防・救急・救助車両および資機材、高機能指令システムの更新をおこなうとともに、消火栓などの消防水利の確保に努める必要がある。また、地域防災の担い手である消防団員の確保に向けた取り組みや女性・若年層への普及活動による活動参加に向けた取り組みをおこなうとともに、機能別消防団員制度にもとづき、障がい者・高齢者などの避難行動要支援者への支援体制の充実を図る必要がある。

地域の防災力向上を図る消防広域化について、平成30年の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正により、広域化の推進期限が令和6年まで延長されたことを受け、県は沖縄県域1ブロックにとらわれず、近隣または圏域ベースとした段階的な広域化や業務の連携・協力などを含めた「消防広域化推進計画」の見直しをおこなった。今後は、消防の広域化および消防事務の連携・協力に向けた協議が必要である。

2 火災予防対策の推進

国は、消防法より、火災発生の予防や被害を最小限に抑えることを目的として、年2回（春・秋）の全国火災

予防運動の実施や消防用設備等点検報告制度の導入等、火災予防対策に取り組んでいる。また、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物については、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図ることを目的に違反防火対象物を公表することとしている。

本市は、火災予防運動の実施や消防用設備等点検報告制度にもとづく防火対象物および危険物施設の立入検査等を実施している。また、火災予防対策の一環として、女性防火クラブの組織拡充を促進するとともに、消防団・女性防火クラブと連携して火災予防に関する知識等の普及啓発活動に取り組んでいる。

今後も、住宅用火災警報器の設置促進および違反防火対象物の是正に向け、関係者への理解を求めていく必要がある。

3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

AEDは、平成16年度に一般市民にも使用が認められて以降、全国的に学校や公共施設、商業施設等を中心に急速に設置されている。本市では、公共施設や自治会、コンビニエンスストアにAEDを設置している。また、施設の管理者や市民がAEDの正しい知識・技術を習得できるよう応急手当講習会を開催している。今後もコンビニエンスストアAEDの計画的な管理運営を継続するとともに、救急ステーション制度の認知度を高め、認定事業所を増やし、救護体制の強化を図る必要がある。

参 考

現場到着時間（年統計）

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-----|-------|-------|------|
| 全 国 | 8.6分 | 8.7分 | 8.6分 |
| 沖縄市 | 6.9分 | 7.1分 | 7.2分 |

救急ステーション認定事業所数

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| 0か所 | 3か所 | 0か所 |

救命講習会受講者数

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|
| 5,121人 | 5,949人 | 3,042人 |

用語の解説

- ◆ AED（自動体外式除細動器）：突然正常に拍動できなくなった心停止状態等において機器が自動的に解析をおこない、必要に応じて電気ショック（除細動）を与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。
- ◆ 救急ステーション認定制度：多くの人が入り出りする旅館、ホテル、店舗や事業所などにおいて、AEDが設置され、営業時間内に救命講習修了者が常時駐在し、救急隊が到着するまでの間、救護活動等により救命率向上につなげる体制を推進するための認定制度。



施策03

防犯対策を推進し安全・安心なまちを築く

施策の方向

1 地域における防犯体制の充実

地域、自治会、沖縄地区防犯協会・地域パトロール隊等と連携して防犯パトロールや防犯に関する啓発活動、「ちゅらさん運動」の推進、不審者情報等の発信をおこなうとともに、自主防犯組織や自主防犯ボランティア等の結成を促進する。

また、暴力団排除に対する市民運動を積極的に支援するとともに、薬物乱用防止等への普及啓発を図り、市民総ぐるみによる犯罪のないまちづくりを推進する。

2 防犯環境づくりの推進

夜間における市民の安全確保に向け、一戸一灯運動や保安灯の設置等を推進するとともに、家庭や地域、学校、警察、各種団体等と連携による地域の防犯環境整備をすすめる。

3 消費者被害防止対策の推進

相談員の資質向上を図るなど、消費生活相談機能を強化する。

また、消費者教育や消費者月間等における意識啓発および情報提供をおこなうとともに、地域と一体となった効果的な消費者情報の発信等に取り組む。

施策の目標値

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|---------|--------|--------|-----|
| 刑法犯認知件数 | 1,774件 | 1,500件 | |

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 防犯対策費
- ・ 暴力団壊滅沖縄市民対策会議補助金
- ・ 保安灯設置事業
- ・ 保安灯電気料金補助金
- ・ 消費者行政推進事業



現状と課題

1 地域における防犯体制の充実

県では、犯罪の抑制やすべての人が安全・安心に暮らせる地域社会を実現するため、平成16年4月に「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」の施行や、「ちゅらうちな一安全なまちづくり推進会議」をはじめ、県内14地区の首長を長とする「各地区安全なまちづくり推進協議会」を設置し、「ちゅらさん運動」を推進している。

本市は、地域安全推進協議会を設置し、地域の安全を確保するとともに、ちゅらさん運動の一環として、青色回転灯による防犯パトロールを実施している。また、市ホームページやメールなどを活用し、不審者情報や犯罪発生状況等を発信するなど、防犯情報の周知に努めている。より安全・安心なまちづくりのために、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織（自主防犯組織等）の増加や活動促進に向けて取り組む必要がある。

市民の生命と財産を守り、人に優しい平和で明るいまちをつくるため、本市は暴力団壊滅沖縄市民対策会議を設置している。現在、県内の指定暴力団の活動が沈静化しつつあるものの、暴力団の今後の展開に備えるため、継続して暴力団排除の意識啓発に取り組んでいく必要がある。

2 防犯環境づくりの推進

夜間における防犯や市民の安全確保に向けた環境づくりのため、本市は保安灯および防犯カメラを設置している。保安灯の設置や修理等をおこない、市民の安全で快適な生活環境の確保に努めるとともに、自治会の保安灯電気料を支援している。保安灯については、自治会の要望もふまえて、必要性や優先度を考慮した計画的な設置が求められている。防犯カメラの設置や管理については、地域住民のプライバシーに対し、最大限に配慮した慎重な取り扱いが求められている。

3 消費者被害防止対策の推進

国は令和2年3月に「第4期消費者基本計画」を策定するとともに、消費者ホットラインを設置し、消費者相談窓口の案内をおこなっている。近年、インターネットやスマートフォン、SNSが急速に普及しており、消費者トラブルの複雑化・高度化がすすんでいる事に加え、令和4年4月から、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、未成年者取消権を行使することができなくなることを受け、若年者の消費者トラブルの未然防止に向けた取り組みが急務となっている。

本市では、消費生活センターを設置し、消費生活に関する相談・要望・苦情等への対応や、出前講座「消費者トラブルについて」などで、市内の高校生に対する消費者教育をおこなっている。近年、ICTの進展による消費者トラブルの複雑化・高度化がすすんでおり、的確に相談に応じるため、相談員のスキルアップを図るとともに、幅広い世代への消費者教育に取り組む必要がある。また、キャッシュレス化の普及を見据え、多重債務等を含めたトラブルを未然に防ぐため、カード利用の危険性などについて啓発していくとともに、消費者被害の未然防止等に向けた庁内連携体制の構築・強化を図る必要がある。

参 考

刑法犯認知件数

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|
| 1,585件 | 1,477件 | 1,774件 |

用語の解説

- ◆ちゅらさん運動:沖縄県、沖縄県警察、市町村、ボランティアや県民が総ぐるみでおこなう防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、県の将来を担う子供達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりをいう。
- ◆消費生活:商品、役務を購入し、それを使用・利用することによって生存を維持し活動すること。



施策04

地域とともに交通安全対策をすすめる

施策の方向

1 交通安全教育・運動の推進

地域や警察等と連携し、交通安全への意識啓発や交通道德の普及・高揚を図るとともに、飲酒運転や暴走行為、危険運転等を防止する運動を強化し、交通安全の実現に向けて取り組む。

2 交通安全の確保

小中学校や地域、公安委員会等と連携し、市内小学校区を中心にスクールゾーン等を設置するとともに、こどもや高齢者、障がい者などの安全性に配慮し、道路状況に応じた適切な交通安全施設を整備する。

施策の目標値

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|----------|------|------|-----|
| 交通事故発生件数 | 460件 | 300件 | |

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市交通安全計画（令和3～令和7年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 交通安全指導費
- ・ スクールゾーン等設置事業
- ・ 交通安全施設整備事業
- ・ 交通安全対策特別交付金事業



現状と課題

1 交通安全教育・運動の推進

国は、交通事故防止の徹底を図るため、毎年4月と9月の各1日を「交通事故死ゼロをみざす日」と設定し、全国一斉交通安全運動を展開するとともに飲酒運転根絶に向けた取り組みをおこなっている。

県においても、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現をめざす、「沖縄県飲酒運転根絶推進計画（平成29年）」を策定するなど、飲酒運転根絶に向けて総合的に施策を推進している。本市は、交通安全対策基本法にもとづき、沖縄市交通安全対策会議を設置し、沖縄市交通安全計画を策定するとともに、高齢者や児童生徒等の歩行者の交通事故を防止するため、朝夕の登下校時における交通安全指導員による交通安全指導、小学生への交通安全教育啓発用品の配布や警察・関係機関と協力して交通安全教室を開催している。

交通死亡事故の特徴として、高齢者・歩行者の死亡者数や飲酒運転に絡む事故が多いことから、歩行者の視点に立った交通安全対策の強化を図る必要がある。

2 交通安全の確保

本市は、交通安全対策として、交通事故が多発している道路や安全確保を要する道路、学校周辺等にカーブミラーやガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を推進している。また、生活道路の交通安全対策については、効果的に事業を実施するため、公安委員会等と連携を図りながら、速度抑制や通過交通の進入抑制等に取り組む必要がある。

参 考

交通事故発生件数

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| 538件 | 452件 | 460件 |

用語の解説

- ◆交通道德：交通機関を利用する者が守るべき道德。
- ◆スクールゾーン：幼稚園・小学校の通学路指定区域。
- ◆交通安全施設：交通の安全と円滑、交通公害の防止等をめざして整備する、安全柵、反射鏡（カーブミラー）、道路照明灯など。





施策01

地域の特性を活かした快適な都市を形成する

施策の方向

1 適正かつ計画的な市土の形成

人口減少や少子高齢化など社会構造の変化に的確に対応した合理的な土地利用を図るため、適宜用途地域の見直し等を検討するとともに、低・未利用地の有効活用に向けた取り組みを促進する。

また、用途地域の指定のない区域においては、無秩序な市街化を抑制するため、特定用途制限地域の指定など、農業振興地域との整合を図りながら地域の実情に応じた土地利用の検討をおこなう。

2 魅力ある景観の創出と緑のネットワーク構築

「沖縄市景観計画」にもとづき、地域の特性に応じた景観資源を保全・活用するとともに、情報提供や技術的な支援をおこなうことにより、市民や事業者等の主体的な取り組みを促進し、地域への愛着と誇りを醸成する景観まちづくりをすすめる。

また、「沖縄市緑の基本計画」にもとづき、都市における緑地や水辺の保全により、良好な都市環境の形成を図る。

3 基地跡地の計画的な土地利用の促進

キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、基地の返還時期を見据え、周辺地域の開発による環境の変化や地域の特性をふまえた土地利用計画素案の見直しをおこなう。

また、円滑な跡地利用に向けて説明会をおこなうなど、土地利用の主体となる地権者の意識醸成に取り組む。

4 墓地対策の推進と火葬場の確保

「沖縄市墓地等に関する基本方針」にもとづく円滑な墓地行政に取り組み、可能な限りの集約化や適正地への誘導をすすめる。火葬場については、「沖縄市火葬場基本構想」をふまえ、整備に向けた検討をすすめる。

5 快適な公共施設等の整備・促進

ユニバーサルデザインのまちづくりをめざし、公共施設および公共性の高い民間施設のバリアフリー化について協議・適合判定に取り組むとともに、バリアフリー基本構想の策定に向けて取り組みをすすめる。

施策の目標値

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|------------------------|------|-------|-------------------------------|
| 土地利用に関する都市計画決定・変更の件数 | — | 2件 | |
| 景観計画の届出の基準適合割合 | 20% | 30% | |
| 跡地利用の地権者意向確認割合 | — | 70% | |
| 沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議 | 8件/年 | 30件/年 | 市要綱の事前協議件数を、県条例の事前協議件数と同水準に増加 |

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市国土利用計画（令和元～令和10年度） ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・沖縄市景観計画（平成25～令和7年度） ・沖縄市緑の基本計画（平成12年度）
- ・沖縄市火葬場基本構想 ・沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱（平成5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・都市計画決定等推進事業 ・沖縄市景観まちづくり事業 ・基地返還跡地利用計画事業
- ・特定駐留軍用地内土地取得事業 ・霊園管理費 ・墓地等対策事業

現状と課題

1 適正かつ計画的な市土の形成

用途地域内については、指定された用途地域と利用実態が乖離した「用途乖離地区」および住居系用途地域における低・未利用地の有効活用のため、効果的な土地利用を検討する必要がある。用途地域の指定のない区域については、農地転用を経た無秩序な市街化の進行により、建物用途の混在という課題がある。今後の都市形成については、将来的な人口減少を見据え「持続可能な都市経営」という視点のもと、計画的な居住エリアの選定と都市機能の誘導およびインフラの効果的な整備と適切な維持管理、官民連携の検討が必要である。

2 魅力ある景観の創出と緑のネットワーク構築

本市は、景観法にもとづき、市民共通の財産である良好な景観を守り、育み、次世代へ引き継ぐことを目的として、平成25年度に「沖縄市景観条例」を制定した。同条例にもとづき、届出対象となる行為等については、継続して景観形成基準への適合を誘導するとともに、市民や事業者等との協働による、愛着と誇りを醸成する景観まちづくりに取り組む必要がある。また、平成12年度に「沖縄市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や公共施設および民有地の緑化を推進してきた。今後も、緑地の保全など豊かな地域づくりに取り組み、良好な都市環境の形成を図る必要がある。

3 基地跡地の計画的な土地利用の促進

国は、平成25年の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区の返還を令和6年もしくはその後返還することを公表した。本市は、平成23年に北中城村と合同でキャンプ瑞慶覧返還地区等の土地利用計画素案を作成しているが、作成から約10年が経過し周辺地域の環境が急速に変化している。今後は、地権者組織の活

動再開に向けて機運を高める取り組みや、本市の南の玄関口として様々な機能を見据え、周辺環境との調和と地域特性に配慮した土地利用計画素案の見直しが必要である。

4 墓地対策の推進と火葬場の確保

本県においては、古くからの慣習により、個人で墓を所有することが例外的に認められてきた経緯がある。平成22年度に策定した「沖縄市墓地等に関する基本方針」において、既存墓地や墓地需要、個人墓地設置への対応を推進するとともに、墓地の無秩序な建設の抑制や可能な限りの集約化、適正地への誘導を図っている。墓地の集約化をすすめるためにも誘導先となる公共霊園が必要だが、空きがなく、第3次霊園整備について調査・研究をすすめる必要がある。また、火葬場建設については、整備に向けた取り組みをすすめる必要がある。

5 快適な公共施設等の整備・促進

本市は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「沖縄県福祉のまちづくり条例」、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」にもとづき、建築計画のバリアフリー化について協議・適合判定をおこなっている。協議・適合判定にあたっては、適合義務が課せられる法および条例のほか、努力義務である要綱にもとづく協議が求められており、整備項目などの手続きにおいて重複する部分がある。今後は、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」を改正し、「沖縄県福祉のまちづくり条例」との関係について、整備基準の点検・更新および事務手続きの合理化を図り、公共施設および公共性の高い民間施設のバリアフリー化をすすめる必要がある。また、公共公益施設等の個々の施設のバリアフリー化だけではなく、面的・一体的なバリアフリー化に取り組む必要がある。

参 考

景観計画の届出の基準適合割合

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| — | 17% | 25% |

バリアフリー化事前協議件数

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------------------|-------|-------|------|
| 沖縄県福祉のまちづくり条例 | 35件 | 39件 | 16件 |
| 沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱 | 8件 | 12件 | 5件 |

用語の解説

- ◆用途地域：都市計画法で区域を定め、用途の規制・誘導を目的とした土地利用の制限。第一種低層住居専用地域など13種類があり、建築基準法により規制をおこなう。
- ◆特定用途制限地域：用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成等をおこなうために定める。例として居住環境や公共施設に大きな負荷を発生させる建築物などを制限対象として定める。
- ◆ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

施策02

市街地の機能向上を図る



施策の方向

1 中心市街地の都市機能向上とまちなか定住促進

中心市街地については、まちなか定住促進に取り組むとともに、中の町地区および安慶田地区等の狭小道路、行き止まりなどの密集した既成市街地の防災性向上に向け、まちづくり推進協議会等と連携して区画整理事業を推進する。

2 美里第二土地区画整理事業の早期整備完了

美里第二地区の土地区画整理事業については、換地計画・処分・登記・清算事務等を推進し、早期の事業完了に向けて取り組む。

3 わかりやすい住居表示の推進

住居表示の未実施地区については、地域住民の合意形成を図りながら、市民や来訪者等がわかりやすい住居表示の整備を推進する。

施策の目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 説明 |
|------------------|-------|------|----|
| 中の町地区土地区画整理事業進捗率 | 1.6% | 20% | |
| 安慶田地区土地区画整理事業進捗率 | 19.7% | 42% | |
| 美里第二土地区画整理事業進捗率 | 96.9% | 100% | |

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・中部広域都市計画事業中の町地区土地区画整理事業事業計画書（平成27～令和6年度）
- ・中部広域都市計画事業安慶田地区土地区画整理事業事業計画書（第3回変更）（平成21～令和5年度）
- ・中部広域都市計画事業美里第二土地区画整理事業事業計画書（第7回変更）（昭和58～令和6年度）
- ・沖縄市中心市街地活性化基本計画（平成28～令和2年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・中の町地区土地区画整理事業 ・安慶田地区土地区画整理事業 ・中心市街地活性化事業
- ・美里第二土地区画整理事業 ・住居表示事業



現状と課題

1 中心市街地の都市機能向上とまちなか定住促進

国は、昭和29年に、まちを再構築する制度として、道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地の利用を増進し、健全な市街地の造成を図ることを目的として、「土地区画整理法」を制定した。

中の町地区は、広大な嘉手納基地を背景に多くの人が集まり、都市が急速に形成されたため、計画的な都市基盤の整備ができず、幅員4m未満の道路が多いなど、過密な市街地となっている。平成27年度に事業認可を得て、「にぎわい創出と定住促進に向けた身の丈のまちづくり」を基本方針とし、土地区画整理事業に着手している。事業を円滑にすすめるため、県道取り付けに係る県との調整や仮換地指定に向けた権利者の合意形成に取り組む必要がある。また、地域主体のまちづくりがすすむよう地域や地権者等に対して説明会をおこない、土地利用に関する意識高揚を図る必要がある。

安慶田地区は、建築物の老朽化、行止り・狭小道路等が多く、災害時の防災面や老朽化した建物の建替えなど課題を抱えた密集した既成市街地となっている。平成21年度に土地区画整理事業の事業認可を得て、「快適かつ安全・安心なまちづくり」の実現に向けて事業に取り組んでいる。本地区においては、複雑な権利関係が混在する既成市街地となっており、地区内住民の生活を維持しながら並行して事業を推進する特徴を有している。事業を円滑にすすめるため、まちづくり推進協議会等と連携し、施設整備や物件補償など権利者の合意形成を図る必要がある。

「沖縄市中心市街地活性化基本計画」にもとづき、平成28年度より、まちなかの定住促進を目的として、中心市街地における老朽化した住宅除去費用を助成しているが、中心市街地の人口ははまだ減少傾向にあることから、引き続き中心市街地への定住促進に向けた取り組みが必要である。

2 美里第二地区土地区画整理事業の早期整備完了

美里第二地区は、都市基盤の整備が遅れ、農地と宅地の混在など有効な土地利用が図られていないことから、無秩序な宅地開発等がすすみ、スプロール現象が懸念された。

本地区は、昭和58年度から、市内の既成市街地における住宅の密集化を解消し、良好な居住環境の創出を図るため土地区画整理事業に取り組んでおり、令和元年度末において進捗率は約97%となっている。

早期の事業完了に向け、境界の確定や増大した権利者等の整理、換地処分に伴う清算業務を円滑かつ効率的におこなう必要がある。

3 わかりやすい住居表示の推進

本市では、昭和54年から住居表示の整備に取り組んでおり、実施区域における整備率は9割を超える。今後は、全域整備に向け地域住民の合意形成を図りながら、市民や来訪者等にわかりやすい住居表示の整備に取り組むとともに、整備済み区域における街区表示板等の適正管理をおこなう必要がある。

参 考

中の町地区土地区画整理事業進捗率

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| 0.7% | 1.1% | 1.6% |

美里第二土地区画整理事業進捗率

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| 95.1% | 95.9% | 96.9% |

安慶田地区土地区画整理事業進捗率

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| 15.4% | 18.4% | 19.7% |

用語の解説

◆スプロール現象：郊外に向かって市街地が拡大する際に無秩序な開発がおこなわれること。計画的な道路などが形成されず、虫食い状態に宅地化がすすむことが問題視されている。



施策03

東部海浜開発事業を推進する

施策の方向

1 埋立事業の早期整備促進

東部海浜開発地区については、市民等と連携し、国および県に中城湾港泡瀬地区埋立事業の早期整備の要請活動をおこない、埋立事業の早期完了を促進する。

2 土地利用計画の推進

スポーツコンベンション拠点の形成をめざすとともに、社会情勢の変化に対応し、ビーチフロント観光地の創出に取り組む。

また、人工ビーチの暫定供用に向けた整備をすすめるとともに、関係機関と連携し、公共施設等の管理委託や用地購入に関する検討をすすめる。

3 環境に配慮した取り組み

市民や地域団体、企業等と連携し、泡瀬海岸および比屋根湿地を清掃するとともに、東部地区の小学校等を対象に干潟観察会を実施するなど、環境意識の啓発活動に取り組む。

施策の目標値

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|--------------|-----|-----|-----|
| 港湾計画、埋立許可申請書 | — | 2 件 | |

関連する部門別計画や指針など

- ・ 第 5 次沖縄市国土利用計画（令和元～令和10年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 東部海浜地区開発事業
- ・ 沖縄市東部海浜開発推進協議会補助金
- ・ 環境に関する取組



現状と課題

1 埋立事業の早期整備促進

昭和61年に沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会の発足以降、国際的なリゾート基地を形成する埋立構想をもとに、埋立面積240ha規模の開発計画を策定したが、環境に配慮する観点等から陸続きの埋立（240ha）を出島方式（194.5ha）に変更した。平成14年に、国および県の海上工事が開始され、埋立事業がすすめられてきた。平成22年に社会情勢の変化に対応するため、新たに「スポーツコンベンション拠点の形成」をコンセプトとした土地利用計画（埋立面積95ha）が策定され、平成30年7月に一部竣功した約18.7haの土地（潮乃森）が誕生した。

また、沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）において、東部海浜開発地区は環境保全に十分に配慮した事業の推進および海洋レクリエーション機能の整備、スポーツコンベンション拠点の形成が位置づけられた。

今後も、国および県の埋立工事や港湾整備等の進捗をふまえ、地域や関係機関等と連携し、事業促進に向けた活動をおこなう必要がある。

2 土地利用計画の推進

東部海浜開発計画は、社会情勢の変化とともに、適宜見直しをおこなってきた。平成22年に策定した土地利用計画では、「スポーツコンベンション拠点の形成」を新たなコンセプトとして掲げるとともに、雇用の創出やまちの活性化など市の課題解決を視野にした効果的な土地利用をすすめることとした。

また、市民・県民・企業等に対する東部海浜事業の認知度・期待感を高めるため、東部海浜開発PR事業を展開している。

平成29年に、社会経済の変化により観光需要の大幅な伸びが予測されたことを受け、土地利用計画の調査検証を実施したことにより、宿泊施設用地と人工ビーチの一体的利用や駐車場等の施設配置の一部変更、機能の集約などの検討が必要となった。

今後は、港湾法等にもとづく施設配置の一部変更の手続きをすすめるとともに、スポーツコンベンションをけん引する多目的広場において、健康・医療施設や周辺施設等との連携に関する調査・研究に取り組み、多目的広場の構想を策定していく必要がある。

また、人工ビーチ暫定供用に向けて橋梁整備の促進および上下水道施設の整備を推進するとともに、リゾート感を高める人工ビーチ・海浜緑地等の整備促進や公共施設等の管理委託・用地購入をおこなう必要がある。

3 環境に配慮した取り組み

本市は、「水質・底質の改善」および「自然環境の再生」を図るため、環境への意識向上の取り組みとして、平成19年に沖縄県と共同で比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善アクションプランを策定した。また、毎年、泡瀬干潟の観察会や野鳥観察会、比屋根湿地・泡瀬海岸の清掃活動等に取り組んでいる。

今後も、泡瀬地域の環境保全と豊かな環境を活かした観察会等の環境利用学習の実施や市民等と連携した清掃活動の継続など、環境意識の啓発活動に取り組む必要がある。





施策01

安全で快適な交通環境を整備する

施策の方向

1 総合的な交通体系構築の促進と道路の整備

国道330号および県道20号線等の幹線道路の整備を促進するとともに、(仮称)池武当インターチェンジの整備計画を促進し、沖縄南・沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和など、快適で移動しやすい道路環境の実現に向けて取り組む。

「沖縄市道路整備プログラム」にもとづく計画的な整備や地域に密着した生活道路の改良工事等を推進する。

中部圏域の発展や市の活性化に向け、嘉手納飛行場の軍民共用および臨海部における港湾機能の強化について、調査研究や国への要請活動に取り組む。

2 公共交通ネットワークの利便性向上

新たな公共交通システムの導入を視野に、県や周辺市町村、関係機関等と連携し、公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むとともに、交通結節点の整備を促進する。

また、公共交通空白地域の縮小をすすめるとともに、利用実態調査や乗り方教室等による利用促進を図り、だれもが利用可能な公共交通の環境整備に取り組む。

3 道路の計画的な維持管理・有効活用

道路・橋梁の計画的かつ効率的な維持管理や地域と連携した環境美化に取り組むとともに、里道の境界確定および未買収道路用地の対策をすすめる。

また、商店街・沿道の店舗等と連携し、道路空間と併せた、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを促進する。

施策の目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 説明 |
|---------|------|------|----|
| 道路愛護団体数 | 41団体 | 59団体 | |
| 公共交通分担率 | 9.5% | 13% | |

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・沖縄市都市計画道路整備プログラム（平成28年度）
- ・那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画（平成28年度）
- ・沖縄市交通基本計画（平成27年度）
- ・沖縄市総合交通戦略（平成28～令和7年度）
- ・沖縄市地域公共交通網形成計画（平成30～令和7年度）
- ・沖縄市地域公共交通再編実施計画（令和元～令和7年度）
- ・生活環境意識調査報告書（令和元年）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・道路整備事業
- ・道路局補助事業
- ・街路整備事業
- ・道路景観形成推進事業
- ・市北部地区道路整備事業
- ・地方改善施設整備事業
- ・一般単独道路改良事業
- ・橋梁長寿命化対策事業
- ・公共交通活性化推進事業
- ・国道330号沿線整備促進事業

用語の解説

- ◆幹線道路：骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。
- ◆生活道路：幹線道路以外の生活に密着した道路。

現状と課題

1 総合的な交通体系構築の促進と道路の整備

本市に位置する国道330号は、南部圏域と中部圏域を結ぶ交通の要衝となっており、県道20号線は、本市の中心市街地と東部地域を結ぶ重要な県道である。平成25年に「沖縄地方渋滞対策推進協議会」において胡屋十字路や沖縄北インターチェンジ、沖縄南インターチェンジなど、県内主要渋滞箇所が公表され、関係者が協力し、渋滞緩和についての方策を検討するなど、渋滞等にかかる総合的な改善の推進に取り組んでいる。今後は、胡屋十字路から胡屋北交差点、沖縄北インターチェンジ周辺等の整備を促進する必要がある。また、平成30年に県主体の「池武当周辺追加インターチェンジ整備検討委員会」が設置され、令和2年には地元への説明など事業化に向けた取り組みがおこなわれており、県や関係機関と連携しながら、早期整備を促進していく必要がある。

国道・県道以外の幹線道路については、「沖縄市道路整備プログラム」にもとづき、限られた財源のなか優先度に併せて整備を推進するとともに、長期未整備都市計画道路のうち廃止候補路線については、地域の合意形成等に向けて適宜代替路線の計画を検討する必要がある。

既存の生活道路については、老朽化により劣化した舗装や側溝等が増加していることが課題となっている。地域住民の日常生活の利便性の向上を図り、快適で安全・安心な暮らしを支えるため、緊急性や安全性、地域からの要望等をふまえた優先順位のもと、道路施設の改修など計画的に取り組む必要がある。

観光誘客拠点や物流拠点としての空港・港湾機能は重要であることから、2本の滑走路を持つ嘉手納飛行場について、利活用に関する調査研究や国への要望をおこなうとともに、東部海浜開発地区におけるマリナーの整備および中城湾港（新港地区）の利用を促進するなど、本島中部圏域の発展や市の活性化に向けて取り組む必要がある。

2 公共交通ネットワークの利便性向上

県は、平成21年に、中南部都市圏におけるバス網再構築に向けて「沖縄県公共交通活性化推進協議会」を設置し、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市地域公共交通総合連携計画」を策定した。同計画にもとづき、バスレーンの延長拡充やノンステップバスの導入、バス停のグレードアップ等をおこない、利便性の高い公共交通に向けて取り組みがすすめられてきた。今後、基幹バスシステムの導入に向け、交通結節点の整備実現を県・市・道路管理者・バス事業者が一体となって取り組む必要がある。

本市は、平成29年度に公共交通政策のマスタープランとなる「沖縄市地域公共交通網形成計画」を策定した。今後も、新たな交通システムの導入を視野に、各計画を推進し、持続可能な公共交通の実現に向けて取り組む必要がある。

3 道路の計画的な維持管理・有効活用

本市は、路線距離約390km、路線数1,715本、70橋の道路、国から譲与を受けた里道を管理している。長寿命化計画にもとづく橋りょうの整備をはじめ、日常点検パトロールや地域の要望に応じた道路施設の計画的な維持修繕・管理に取り組むとともに、道路台帳システムの構築や道路損傷等アプリの活用をすすめ、効率的かつ効果的な維持管理に取り組む必要がある。

また、市道の管理においては、環境美化活動をおこなっている地域ボランティア（道路愛護活動）が重要となることから、団体数拡大に向けた取り組みが必要である。道路占用制度については、道路空間の有効活用の重要性が高まっていることから、今後は、法の改正や国の動向を注視し、必要に応じて地域や商店街、沿道の店舗等と連携し、道路空間と併せた、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに取り組む必要がある。境界が不明確な里道等については、これまでの調査・成果を整理し、適正管理に取り組んでいく必要がある。未買収道路用地については、財源の確保が大きな課題であることから、優先度や地域バランスなどを考慮した計画の策定および地権者との合意形成が必要である。

参 考

道路愛護団体数

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| 33団体 | 39団体 | 41団体 |

公共交通分担率

平成30年度9.5%（令和元年度 生活環境意識調査報告書）

施策01

住生活の安定の確保に取り組む



施策の方向

1 市営住宅の長寿命化対策の推進

「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、市営住宅の計画的かつ効率的な維持修繕・管理をおこなうとともに、民間能力を活用し、市営住宅の管理体制の充実や運営の効率化に取り組む。

2 市営住宅の早期建替え

「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、老朽化がすすむ泡瀬市営住宅および美里市営住宅、山内市営住宅、池原市営住宅の建替えを推進する。

また、建替えにあたっては、高齢者・障がい者・子育て世帯等に配慮した多様な住戸を供給するとともに、周辺地域との調和や地域ニーズをふまえた施設の併設を検討する。

3 安全・安心な住環境の整備促進

「沖縄市空家等対策推進計画」にもとづき、所有者が不明な空家等の調査をすすめ、特定空家等の指導や緊急安全措置等をおこなうとともに、空家等の適正管理および利活用について、市民への啓発活動に取り組む。

また、安全・安心な住環境の確保に向け、住宅リフォームや通学区域の道路に面するブロック塀等の撤去、民間建築物アスベスト除去などの支援に取り組むとともに、その他建築物等に対する支援の調査・研究をすすめる。

施策の目標値

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|------------|--------|--------|-------------|
| 市営住宅供給戸数 | 1,002戸 | 1,074戸 | 建替時に増戸 |
| 特定空家等候補の件数 | 134件 | 120件 | 除却や利活用による減少 |

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市住生活基本計画（令和2～令和11年度）
- ・沖縄市市営住宅ストック総合活用計画（平成27～令和6年度）
- ・沖縄市市営住宅長寿命化計画（令和2年度）
- ・沖縄市空家等対策推進計画（令和2～令和11年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・市営住宅長寿命化対策事業
- ・市営住宅維持管理費
- ・市営住宅建替計画推進事業
- ・泡瀬市営住宅建替事業
- ・美里市営住宅建替事業
- ・空家等対策推進事業
- ・住宅リフォーム支援事業
- ・民間建築物アスベスト対策支援事業



現状と課題

1 市営住宅の長寿命化対策の推進

本市は、平成18年の室川市営住宅完成以降、市内8か所の市営住宅の修繕・改修等をおこなってきた。平成26年に市内8か所の市営住宅を計画的かつ効率的な管理・修繕、建替えを図るため、「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」および「沖縄市市営住宅長寿命化計画」を策定し、市営住宅の外壁補修や放送機器・給水管等の改修をすすめてきた。

今後は、令和2年度に見直しをおこなった「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、効率的かつ適正な管理や指定管理制度による民間能力の活用など、市営住宅運営の効率化に取り組むとともに、市民サービスの向上や経費の削減等を図っていく。

2 市営住宅の早期建替え

本市の市営住宅については、高度経済成長期に集中的に整備され約40年以上経過した施設が多数存在し、老朽化がすすんでいる。平成26年度に改定した「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」において、安慶田・泡瀬・美里・山内・池原市営住宅の計26棟（556戸）を建替えが必要な施設として定め、市営住宅の目標戸数を令和6年度1,074戸と設定し、泡瀬・美里・山内・池原市営住宅の建替え計画を位置づけた。安慶田市営住宅については、平成24年度から平成30年度までに、7棟176戸から4棟198戸に建替えた。泡瀬市営住宅については、平成

29年度から工事着手し、平成31年4月までに1号棟の建築工事が完了、令和2年度から3号棟（50戸）の建築工事をおこなっている。美里市営住宅および山内市営住宅、池原市営住宅については、進行中の事業の進捗を考慮しつつ、計画的かつ効率的な建替えに取り組む必要がある。

また、公営住宅整備事業等補助要領により、100戸以上の公営住戸の建替えに係るものについては、保育所又は、老人福祉法にもとづく施設などを併設する場合に補助対象事業となることから、地域ニーズ、施策等に適する施設の併設も検討する必要がある。

3 安全・安心な住環境の整備促進

本市は、住生活基本法にもとづき、住生活の安定の確保および向上の促進を目的として、平成21年度に「沖縄市住生活基本計画」を策定し、社会構造等の変化に応じて令和元年に同計画を改定した。

空家等については、令和元年度に、「沖縄市空家等の対策の推進および適正な管理に関する条例」を制定し、「沖縄市空家等対策推進計画」を策定した。

適切に管理されていない空家等は、周辺的生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、所有者に対し、啓発・指導をおこなうとともに、利活用等を促進する必要がある。また、老朽化した住宅の改修やバリアフリー化の促進など、建築物等に対する安全上・衛生上の改善を図り、良好な住環境を確保する必要がある。

参 考

市営住宅管理状況一覧

| 団地名 | 棟 | 戸数 | 備考 |
|---------|-----|--------|-------|
| 安慶田市営住宅 | 4棟 | 198戸 | 維持保全 |
| 泡瀬市営住宅 | 1棟 | 60戸 | 建替事業中 |
| 美里市営住宅 | 3棟 | 36戸 | 建替 |
| 山内市営住宅 | 4棟 | 96戸 | 建替 |
| 池原市営住宅 | 6棟 | 128戸 | 建替 |
| 登川市営住宅 | 7棟 | 168戸 | 個別改善 |
| 久保田市営住宅 | 2棟 | 24戸 | 維持保全 |
| 室川市営住宅 | 9棟 | 292戸 | 維持保全 |
| 合計 | 35棟 | 1,002戸 | |

特定空家等候補の件数

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|-------|
| — | — | 134件 |

※令和元年度に調査

施策02

魅力あるレクリエーションや
憩いの場等を創出する

施策の方向

1 計画的な公園の整備

地域や企業等と連携し、市民に親しまれ、愛着のある公園整備を計画的に推進するとともに、ユニバーサルデザインに対応しただれもが利用しやすい施設の整備に取り組む。

また、防災機能を有する公園施設の導入をすすめる。

2 地域と一体となった維持管理

「沖縄市公園長寿命化計画」にもとづき、老朽化した公園施設の計画的な維持修繕に取り組むとともに、公園愛護団体を支援するなど、効率的かつ効果的な維持管理に努める。

3 緑と花あふれる空間の創出

市民や企業等と連携し、公共施設等の緑化推進に取り組むとともに、緑化に対する意識高揚を図り、緑と花あふれるガーデンシティの実現をめざす。

施策の目標値

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|---------------|------|------|-----|
| 一人当たりの都市公園の面積 | 9.0㎡ | 9.1㎡ | |

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・沖縄市公園長寿命化計画（平成25年度）
- ・沖縄市緑の基本計画（平成12年度）
- ・花いっぱい推進運動

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・公園整備事業（公共投資交付金）
- ・公園整備事業
- ・市北部地区公園整備事業
- ・公園管理費
- ・公園災害防除事業
- ・緑化推進事業

用語の解説

- ◆公募設置管理制度（Park - PFI）：平成29年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として設けられた制度のことで、飲食店、売店等の公園利用者の利便性に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的におこなう者を、公募により選定する制度
- ◆ガーデンシティ：まち全体を花や緑に包まれた庭にするという発想で、街路樹や公園のネットワーク化、住宅の緑化などにより、緑と建物等が調和したまち。

現状と課題

1 計画的な公園の整備

国は、都市公園法施行令において、良好な都市環境を形成するために必要とされる基準として、住民一人当たりの公園面積を10㎡以上と定めている。

本市においても、市民一人当たりの公園面積を10㎡以上と条例に定め、公園利用者の憩いの場や健康増進を支える場を提供するとともに、自然と調和した良好な生活環境を確保し、安全で安心して利用できる公園整備をおこなっている。しかし、公園未整備の地区もあることから今後の公園整備にあたっては、配置等バランスを考慮しながら計画的に取り組む必要がある。

また、沖縄市防災計画において、コザ運動公園など14公園が一時避難場所に指定されていることから、防災機能を有する公園施設の導入に向けて取り組みをすすめる必要がある。

2 地域と一体となった維持管理

国は、平成24年度に、老朽化した公園施設を重点的・効率的な維持管理と更新投資をおこなうため、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を取りまとめた。

また、平成29年度に、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と利用者の利便性向上を図ることを目的として、公募設置管理制度（Park - PFI）の制度を創設した。

本市は、平成26年度に「沖縄市公園長寿命化計画」を策定し、遊具の更新、既存擁壁の改修など長寿命化対策

をおこなっている。

また、コザ運動公園サッカー場跡地において、公園利用者の利便性向上を図る事を目的に Park - PFI を活用した便益施設等の整備の検討をおこなっており、令和2年度に公募指針の公表および事業への参加企業の公募をおこなった。今後も、公園の質の向上や財政負担の軽減を図るため、近隣公園等他の公園での Park - PFI 導入検討に取り組む必要がある。

コザ運動公園や八重島公園、こどもの国公園については、指定管理制度を適用し管理をおこなっている。その他の公園については、地域や公園愛護団体と連携し芝刈りやトイレ清掃をおこなっているが、管理する公園が増加していることから、公園愛護団体の加入促進をすすめ、効率的かつ効果的な維持管理に取り組む必要がある。

3 緑と花あふれる空間の創出

緑化の取組については、年2回の四季折々の花・肥料・培養土を配布し、緑化に対する市民意識の高揚を図る「花いっぱい推進運動」を実施するとともに、森林、ダム、河川等の重要性について理解を深めること等を目的とした「倉敷ダムまつり」の開催を支援している。花いっぱい推進運動については、市民が継続して参加できるように参加者の意見を聴取し、育成しやすい草花の選定をおこなうなど、緑化意識の維持・向上を図る取り組みが必要である。

参 考

市内の公園数（沖縄市管理）

| 公園種別 | 令和元年度末現在 | |
|------|----------|---------|
| | 数 | 面積 (ha) |
| 街区公園 | 70 | 12.84 |
| 近隣公園 | 11 | 16.17 |
| 総合公園 | 2 | 20.76 |
| 運動公園 | 1 | 23.37 |
| 歴史公園 | 1 | 0.38 |
| 都市緑地 | 7 | 7.64 |
| 合計 | 92 | 81.16 |





施策03

健全で安定的な上下水道の事業を推進する

施策の方向

1 上下水道事業の健全経営の推進

上下水道事業については、「沖縄市水道ビジョン」や水道事業および下水道事業の「経営戦略」等にもとづき、計画的・効率的な管理運営に努めるとともに、事業の検証・精査や適正な下水道使用料の価格検討をおこなうなど、財政健全化に向けて取り組む。

2 上水道施設の整備

「沖縄市水道施設整備事業計画」にもとづき、老朽化している水道施設の計画的な更新や主要施設の耐震化をすすめる。

また、災害時における応急給水への迅速な対応や水道施設の早期復旧に取り組める体制づくりを推進する。

3 下水道施設の整備および接続の推進

「ストックマネジメント計画」にもとづき、管路等の下水道施設を点検・調査し、老朽化した下水道施設の修繕や改築等を計画的におこなう。

また、東部地区等の未整備区域については、経済性の検証や開発動向を注視しながら整備をすすめるとともに、未接続世帯の公共下水道への接続を促進し、公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全に努める。

4 浸水対策

「沖縄市雨水管理総合計画」にもとづき、対策が必要な地域において、雨水排水路の改修などハード整備を実施するとともに、地域と連携し、雨水排水路等の清掃や雨水流出抑制の促進など、総合的な浸水対策に取り組む。

また、比謝川と川崎川の未整備区間については、県と連携し、河川の早期整備を促進する。

施策の目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 説明 |
|-------------|----------|----------|-------------|
| 上水道事業経常収支比率 | 107.59 | 100以上 | 現状値を維持する |
| 下水道接続件数 | 54,224世帯 | 61,500世帯 | 処理区域内水洗化世帯数 |

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）（平成24年度） ・ 沖縄市水道ビジョン（平成26年度）
- ・ 沖縄市上下水道事業経営戦略（令和2年度） ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・ 沖縄市公共下水道ストックマネジメント計画（平成29年度） ・ 沖縄市汚水処理施設整備構想（平成27年度）
- ・ 沖縄市雨水管理総合計画（令和元年度） ・ 沖縄市公共下水道事業 事業計画変更（平成29年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 上下水道事業経営戦略
- ・ 水道施設整備事業
- ・ 公共下水道事業
- ・ 公共下水道事業（浸水対策）

現状と課題

1 上下水道事業の健全経営の推進

将来にわたって安全・安心な水を供給し続けるため、給水人口や給水量の推移、維持管理費等に係るコストを把握し、「沖縄市水道ビジョン」、「沖縄市水道事業経営戦略」による適切なアセットマネジメントにもとづいた経営健全化に取り組むとともに、災害にも対応できる体制を構築する必要がある。

本市は、下水道事業の財政健全化を図るため、令和2年4月に公営企業会計の適用および市民サービスの向上を目的に上水道事業との組織統合をおこなった。今後は、「沖縄市下水道事業経営戦略」にもとづき、事業の財政健全化に努め、持続可能な下水道事業の実現に向け取り組むとともに、事業の安定した運営を図るため、適正な下水道使用料の価格設定を検討する必要がある。

2 上水道施設の整備

本市の上水道は、平成6年度に普及率が100%に達している。平成12年度に、有効率の向上を図るため、配水ブロックを構築し、水道施設については、平成22年度までに、配水池を6施設整備するとともに、ポンプ場2施設と各地域等へ水を供給する送・配水管約550kmを整備した。また、平成24年度に「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）」、平成25年度に「危機管理マニュアル」、平成26年度に「沖縄市水道ビジョン」、令和2年度に「沖縄市水道事業経営戦略」を策定した。今後は、各計画にもとづき、整備から約40年が経過し老朽化している水道施設の耐震化・更新をすすめるとともに、災害時においても安定的に水の供給をおこなえるよう取り組む必要がある。

参 考

上水道事業経常収支比率

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|---------|---------|
| 102.02% | 104.83% | 107.59% |

下水道普及実績（令和元年度）

| 区域 | 市全体 |
|-----------------------------|--------|
| A 処理区域面積 ^{注1} (ha) | 2751.4 |
| B 行政区域内世帯数 | 63,463 |
| C 処理区域内世帯数 ^{注2} | 61,642 |
| D 処理区域内水洗化世帯数 ^{注3} | 54,224 |
| 普及率（世帯）（C/B）（%） | 97.1 |
| 水洗化率（世帯）（C/B）（%） | 88.0 |

注1 処理区域面積：事業認可区域における整備済み面積。

注2 処理区域内世帯数：公共下水道への接続が可能な世帯数。

注3 処理区域内水洗化世帯数：公共下水道へ接続した世帯数

3 下水道施設の整備および接続の推進

本市は、昭和39年から公共下水道事業を開始し、令和元年度末時点で処理区域面積2,751ha、普及率97%となった。平成24年度に「沖縄市公共下水道長寿命化計画」を策定し、供用開始から約40年経過したコザ十字路周辺地域の汚水管路の改築・更新をおこなっている。下水道接続の促進活動として、未接続世帯の戸別訪問や毎年9月のイベント（下水道の日）、水洗便所改造資金貸付制度（無利子）、高齢者または生活扶助を受けている世帯に対する接続補助をおこなっている。今後は、沖縄市公共下水道ストックマネジメント計画にもとづき、下水道施設の点検・調査や老朽化した下水道施設の修繕などによる延命化、計画的な改築・更新等をおこない、事業の健全化と適正な施設の維持管理に取り組む必要がある。また、下水道未整備地域において、開発動向を注視し、経済性の検証等をおこないながら整備をすすめ、必要に応じて公共下水道事業計画区域の変更も視野に事業に取り組む必要がある。

4 浸水対策

本市は、昭和49年から雨水事業を開始し、10年に一回程度発生する規模の降雨に対応できる雨水排水路等を整備するなど浸水対策に取り組んできた。また、令和元年度に、雨水整備に関して優先順位などを定めた「沖縄市雨水管理総合計画」を策定した。今後は、未整備となっている比謝川や川崎川の早期整備の促進や沖縄市雨水管理総合計画にもとづいた雨水排水路の整備をすすめるとともに、関係部署や地域と連携しながら、排水路清掃や防災に関する情報発信をおこなうなど、ソフト・ハード事業を適切に組み合わせ、総合的な浸水対策を実施する必要がある。

用語の解説

- ◆配水ブロック：配水区域を体系的に分割した単位で、配水ブロックごとの水量・水圧データをリアルタイムで監視することにより漏水の早期発見や修繕につなげ、効率的な維持管理と水の安定供給をおこなっている。
- ◆ストックマネジメント：管理する施設の老朽化や性能等を把握し、持続可能な市民サービスを提供するため、長期的な視点で施設の修繕や更新を効率的におこなっていくこと。
- ◆アセットマネジメント：ストックマネジメントをふまえ、財政状況や人員等を考慮し、費用対効果も含めて事業運営をおこなっていくこと。